

# 人権なら

2023年2月1日

第146号

NPOなら人権情報センター

●ひと・まち・生き生き

## 悩みを一人で抱え込まないで

### 昨年の相談件数はDV、部落問題など42件

NPOなら人権情報センターでは、人権に関わる相談(電話・ホームページ・面談)を受け付けている。昨年1月から12月までの1年間の相談内容や件数は、一昨年と比べてあまり変化はなかった。

相談の内訳はDV相談が最も多くて13件。セクハラ・性暴力が1件。ストーカー被害が1件。家庭内暴力が3件。部落問題が2件。障害者問題が2件。労働生活が1件。その他が19件で計42件の相談があった。

DV相談では、当たり前のように繰り返される配偶者からの暴力はDVなのか。配偶者から逃れたあとの金銭的・精神的悩みを聞いてほしい。高齢夫婦の夫の高圧的態度はどうにかならないか、などがあつた。

障害を抱える人からは健康・仕事・家族・お金といった基本的なことで困っているとの相談があつた。

セクハラ・性暴力相談では、性的なハラスメントのために悔しくて辛いとの話。ストーカー被害では、毎日、相手の影におびえているとの悲痛な声があつた。

### 問題の解決に向けて相談者と一緒に行動

部落差別によって結婚を反対されている部落出身の若者からは、話をしていくなかで、相手の両親の理解を得て、結婚までこぎつけたい、と言ってもらえた。

部落差別を受け悩んでいる若者の姿には時代は違っても共感するものがある。若者に伝えられるものを整理し、行動を起こしていく必要があると感じた。

昨年はホームページからの相談や、男性からの相談が増えた。相談者には、事務所に来てもらい、話を聞き、一緒に問題の解決に向けて行動してきた。この傾向は今後も増えていくと思う。その意味でホームペ

ージを見やすく、安全に利用できるものにした。

### しんどい問題がしんどい人に集中している

相談者の話を聴くにつけ、しんどい人にしんどい問題が集中している。誰にでもたやすく相談できる話ではないケースもある。相談に来る人の心がやすらぎ、厳しい環境が少しでも良くなるように、研鑽を積み、相談者とも一緒になって努力をしていきたい。

被害を受け、一人で悩んでいる。家族の中で起きている問題を一人で抱え込んでいる。誰にも相談できないで困っている。そんなときは、なら人権情報センターに連絡して下さい。秘密は守り、対応します。

\*\*\*\*\*

## 確定申告相談会のお知らせ

奈良県中小企業者協会は2月24日から3月8日まで2022年分確定申告相談会を開く。自動車保険など、各種保険(共済)の相談も行う。いずれも午前は9時半から、午後は1時半から。三宅町あざさ苑2階で。

| 月日    | 曜 | 対象郡市町                          |
|-------|---|--------------------------------|
| 2月24日 | 金 | 川西町、三宅町                        |
| 27日   | 月 | 田原本町                           |
| 28日   | 火 |                                |
| 3月1日  | 水 |                                |
| 2日    | 木 | 田原本町、奈良市、桜井市、天理市               |
| 3日    | 金 | 天理市                            |
| 6日    | 月 | 天理市、大和高田市、御所市、葛城市、香芝市、宇陀市、北葛城郡 |
| 7日    | 火 | 生駒市・生駒郡、大和郡山市、五條市              |
| 8日    | 水 | 橿原市、他府県                        |

## ハンセン病ゆかりの地を巡る

### 三宅美千子さんと原田恵子さんが案内

「外島保養院跡地」と大阪におけるハンセン病ゆかりの地を巡るフィールドワークが12月12日にあった。

「ハンセン病回復者等支援者養成講座」の実践編として実施。三宅美千子さん(外島保養院の歴史を残す会)と、原田恵



子さん(福祉運動 みどりの風)が案内。大阪社会福祉会館－外島保養院跡地(記念碑)－五社神社－「をかむらは志」碑－堺浜えんため館－大和川河川敷－我孫子観音－生野工業高校のコースを巡った。

福祉会館をバスで出発。淀川区中島の保養院跡地(写真)へ。記念碑は1997年11月、邑久光明園入所者自治会が建立。以降、毎年9月、入所者・職員が集まり、犠牲者の法要を営む。碑には保養院の沿革ともに、室戸台風による犠牲者の追悼文と、「平成八年四月『らい予防法』廃止サレル 強制収容絶対隔離ヲ根幹トシタ日本ノハンセン病対策ノ終焉ヲ記念シ外島保養院ノ日々ニ思イヲハセ茲ニ記念碑ヲ建立スルモノデアル」の文言が刻まれている。

近くにある五社神社へ。当時の様子をうかがった。堺市内の「をかむらは志」碑へ。

### 治療油を製造し病者を救護した岡村平兵衛

岡村家は350年続いた油商(丁子油・ちょうじあぶら)。刀の錆止め油の製造に携わる。19世の岡村平兵衛(1852～1934)は街中で行倒れになったハンセン病患者を自宅に連れ帰り、離れに住まわせ、救護した。治療用に丁子油を応用した「大風子油(だいふうしゆ)」を製造。1888年からの14年間に千数百人を治療した。岡村牡丹堂の「大風子油」は全国の療養所でも使われた。岡村はクリスチャンで義商と称えられた。

堺浜えんため館へ移動し、昼食のあと、大和川河川敷へ。「大阪府警察史第二巻」(1972年)によると、

1938年2月17日、住吉署管内、住之江7丁目大和川堤防下に居住する約30人の朝鮮人「らい」患者がいたが、窃盗事件で28人を一斉検挙。5人は朝鮮釜山署に引き渡し。10人は長島らい療養所へ。22人は朝鮮小鹿島(ソロクト)らい療養所へ送還した、とある。

また、貞明皇后行啓(1937年6月)の際、枚岡神社、水無瀬宮沿道の居住なきハンセン病患者を1週間、大和川尻に移住させる、との記録も残っている。

### 癩予防法を適用し街頭の患者を強制収容

我孫子観音(写真)へ移動。ここでは、1937年2月の節分に住吉署に検挙される事件が起きた。四天王寺や住吉神社などでも物乞いする場所を指定していたが、警察が絡み、事件に至った、と。



1938年3月20日の「大阪毎日」は、彼岸で賑わった境内でハンセン病患者30余名が物乞いをしたことに信者から非難の声があり、天王寺署の取り締まりがあった、と。1939年5月25日の「大阪朝日」は、街頭に浮浪する患者ら300余名を一人残さず癩予防法を適用して強制収容することになった、と報じている。

大阪慈恵病院跡(現生野工=写真)へ。病院は1888年、高橋正純、緒方惟準らが経済的理由で医療を受けられない人たちのために



創設。1913年に弘済会に引き継がれ、窮民保護、行旅病人、ハンセン病患者の一時救護に当たった。1924年、現高校敷地に。1934年に吹田に移転。一時救護所は1940年まで生野分院に残された。その後、済生院附属病院となったが、1945年の空襲で焼失。

三宅さんと原田さんの話は分かりやすかった。和泉眞藏さん(アイルランガ大学熱帯病研究所・ハンセン病研究室)も参加。「大風子油」は600年前から使われていた。ハンセン病を巡っては「おかしな事」がまかり通ってきた、などの話には驚かされるばかりだった。

## 馬見丘陵公園で遊ぼう会

### 11月の子どもの居場所づくりで実施

みんなであそぼう会は11月26日、馬見丘陵公園に出掛け、深まる秋を感じながら、のんびりと北エリアを散策しました。参加者は子ども21人、サポーターとして大人8人。朝から天気が不安定で心配しましたが、なんとか雨も降らずに過ごせました。



当日午後、近鉄但馬駅に集合。切符を購入し、近鉄池部駅で下車。約30分かけて公園の北エリアまで歩きました。公園はもみじの紅葉が美しく、赤や黄色や橙色のケイトウの花が道の脇一面に咲いていました。丘陵から見る豆山の郷は、実がたわわに付いた大きな柿の木が生えていて、まさに里の秋の風景でした。

### 子どもたちが参加したくなる空間づくりを

公園の北エリアには長い滑り台などの大型遊具があり、4～5人で連なって滑ったり、ドッジボール、バドミントン、追いかっこなど、それぞれが好きなあそびを自由に楽しみました＝写真。



おやつ休憩は、のんびりと久しぶりに会った子どもたちの話に耳を傾け、なつかしい話、今の学校や家での生活、好きなことやゲームの話をしたりするひとときとなりました。短時間でしたが、近くの馴染みのある公園で友だちとワイワイ言い合い、はしゃいでいる子どもたちの姿を見ていて、野外に出かける活動も解放感があってとても良かったと感じました。

私たちにできることは何か。会うたびに大きくなっている子どもたちの成長ぶりに目を細めながら、手探りしている状態です。「次は何を…」「次も参加するで～」と言う声に励まされながら、たくさん子どもが参加したくなるような空間をつくり続けていきたいと考えています。（子どもの居場所づくりをつくろう会・山本薫）

## ヘイトスピーチを許すな！

### 衆院議員杉田水脈の差別言動に抗議行動

杉田水脈議員のヘイトスピーチを許すな！奈良県抗議行動が12月26日、近鉄奈良駅前であった＝写真。行動を呼びかけた様々な団体・個人が次々と発言に立ち、駅頭の通行人に訴えた。



呼びかけ人代表の浅川肇さん、アイヌのいまを考える会の出原昌志さん、奈良一沖縄連帯委員会の崎浜盛喜さんらがマイクを握り、差別言動を執拗に繰り返す杉田水脈を厳しく批判した。

NPOなら人権情報センターも「杉田発言は性的マイノリティへの『生産性はない』との主張のように、『優生思想』に基づいたヘイトクライムを扇動するものだ。これに抗うため、地域における共に生き合う関係の構築を求めて活動していく」とアピールした。

### マイノリティの女性に対し「日本国の恥晒し」と

杉田水脈の差別言動は長年にわたって繰り返されてきている。2016年2月にジュネーブであった国連女性差別撤廃委員会に参加したマイノリティ女性に対して「小汚い格好に加え、チマ・チョゴリやアイヌの民族衣装のコスプレおばさんまで登場。完全に品格に問題があります。はっきり言います。彼らは、存在だけで日本国の恥晒しです」と自身のブログに投稿した。

2018年には、雑誌「新潮45」に同性カップルらを念頭に「彼ら彼女らは子供を作らない、つまり『生産性』がない」と寄稿。「新潮45」は休刊に追い込まれた。

その後も杉田は「女性はいくらでも嘘をつける」など、社会的に弱い立場の人を責め立てる言葉を重ねている。人権感覚が完全に欠如した国会議員なのだ。

なのに、自民党は杉田を重用してきた。昨秋、野党議員から参議院で厳しく追及され、総務政務官を更迭された。だが、今なお国会議員として留まっている。

## 菊池事件の再審実現に向け

### 「架け橋 長島・奈良を結ぶ会」が学習会

架け橋 長島・奈良を結ぶ会は11月23日、橿原市内で「菊池事件」

の学習会を開いた。講師は結ぶ会事務局員の寺田俊一さん。この



事件は戦後「らい予防法」改正に伴う強制隔離政策と、第二次「無らい県運動」というハンセン病患者・家族に対する差別によって生み出された冤罪事件である。事件をどうとらえ、現在、進められている再審請求の闘いにどう取り組むのか、との観点から学習を深めた。

菊池事件とは、第二次「無らい県運動」が全国で進められる最中の1951年、熊本県北部の村内のハンセン病患者の調査を行ったAさんに対する殺人未遂と、翌年起きたAさん殺人の両事件を合わせたもの。

### 非公開・密室の「特別法廷」で死刑判決

殺人未遂事件被害者Aさんの通報によって、ハンセン病療養所・菊池恵楓園への入所勧告を受けてい

#### 編集後記 ☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

少子化が進む。昨年の出生数は80万人を切ったという。余りにも急激だ。子どもを持たないカップルや結婚できない若者が急増する。こうした事態は近年の社会経済状況が生んでいる。このまま推移すれば人口構成は歪になる。結果、社会全体が歪んでいく。少子化への歯止めが必要だ。対処療法ではダメだ。経済構造を転換させるしかない。雇用形態の見直し、賃金の大幅増、保育・教育の無償化を図るべきだ。子ども7人に1人が貧困の状態が長年続く。少しも改善されない。子ども対策は最優先課題だ。即、実行しないと手遅れに。少子化は日本にとっての最大の危機だ。

たBさん(29歳)が逮捕される。Aさんを逆恨みした犯行とされた。一審判決は懲役10年。Bさんは控訴するも拘留中に逃亡する。翌年、Aさんが殺害される事件が発生。これもBさんの犯行とされた。警察は山中に潜んでいたBさんを拳銃で重傷を負わせ、逮捕した。

Bさんは全面否認。だが、熊本地裁は1953年、菊池恵楓園に隣接する菊池医療刑務支所内で非公開・密室の「特別法廷」を開廷。死刑判決を言い渡した。

控訴、上告も棄却。再審請求も3度棄却された。棄却の翌日1962年9月14日に死刑が執行された。

### ハンセン病患者に対する差別・人権蹂躞行為

「特別法廷」では、消毒液が立ちこめ、被告人以外は白い「予防衣」を着用し、長靴を履き、ゴム手袋をはめ、証拠物の扱いや、調書をめくるのに箸を用いたという。「特別法廷」は憲法32条「何人も裁判所において裁判を受ける権利を奪われない」。82条「裁判は公開法廷でこれを行う」に完全に違反したものだ。

殺害の客観的証拠がないにもかかわらず、最初から「Bさんの犯行」として捜査。「特別法廷」で裁判を開くなどハンセン病患者の人権を一切無視し、抹殺を図ったのだった。熊本地裁は2020年2月、特別法廷での審理は差別的で、憲法違反だとした。

現在、再審請求運動が高まる。検察には再審請求権限があるが、「行使しない」と断言。そのため、弁護団、支援者らは「国民的再審請求」を準備している。

70年前のこの事件は、隔離・収容政策と「無らい県運動」という国民運動がハンセン病患者と家族を社会から放逐することを狙ったものだったことを物語る。

(写真は1月14日、熊本地裁に請求提出の弁護士ら)

#### ニュースレター「人権なら」

発行:NPO法人なら人権情報センター

〒636-0223

奈良県磯城郡田原本町鍵301-1

TEL:0744-33-8585/FAX:0744-32-8833

E-mail:info@nponara.or.jp

http://www.nponara.or.jp/